

	<p>を行い、E S C O 事業可能性を調査した。</p> <p>2. 上の調査結果等を県省エネルギービジョン調査委員会に報告し、審議を経て、県省エネルギー推進マスタープラン報告書として取りまとめた。E S C O 事業の推進による効果があると予測された。</p>
成果の利活用について関係部課との連携	<p>「滋賀県庁地球温暖化対策実行計画」を策定し、施設・設備の省エネルギー化の取組を進めることとしており、特に潜在的なエネルギー削減量が大きいと予測される施設について、施設を管理する関係課との情報交換や省エネ改修に向けた検討を行っている。</p>
成果の利活用状況	<p>現段階では施策への反映はない。</p> <p>施設・設備の省エネ改修に向けた検討を行っているが、設備の更新時期や予算の関係で即時対応が難しい状況である。E S C O 事業の実施については、現在検討中である。</p>

⑥ 滋賀県における新エネルギー導入の将来予測等調査業務委託

機 関 名	琵琶湖環境部エコライフ推進課	実施年度	平成 1 5 年度
調査研究の目的	<p>滋賀県の地域特性を生かした新エネルギーの種類やその導入地域、導入目標量、また、具体の導入推進方策などについて、「滋賀県新エネルギー導入プラン」の策定につなげるため、県民の意識・導入状況調査および新エネルギー導入の将来予測等に関する調査を行う。</p>		
調査研究の内容	<p>1. 県民・事業者等意識・導入調査の実施 2. 新エネルギーの概要および導入量等の調査 3. 滋賀県における新エネルギー導入の将来予測（総括）</p>		
外部委託の必要性	<p>新エネルギーという新しい分野におけるデータ収集、分析、将来予測の調査であり、専門性、経済性の観点からも様々な知識やその処理能力が必要である。</p>		
委託期間	平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日 ～ 平成 1 6 年 3 月 2 5 日		
契約方法（業者数）	指名競争入札（6 者）		
委託金額	3,916,500 円（県単独）		
成果の内容	<p>1. 県民・事業者等意識・導入調査の実施 2. 新エネルギーの概要および導入量等の調査 3. 滋賀県における新エネルギー導入の将来予測（総括）</p>		
成果の利活用について関係部課との連携	<p>成果をもとに「滋賀県新エネルギー導入戦略プラン」を策定することとしており、プランの策定に当たっては、滋賀県新エネルギー導入推進会議において、内容等を検討するとともに、関係各課の施策との整合性等を調査し策定した。</p>		
成果の利活用状況	<p>「しが新エネルギー導入戦略プラン」を策定し、関係各課の新エネルギー導入施策に反映された。 （太陽・バイオマス・小水力エネルギー等の導入推進）</p>		

⑦ エコタウン事業可能性検討調査業務委託

機 関 名	琵琶湖環境部資源循環推進課	実施年度	平成 1 5 年度
調査研究の目的	<p>資源循環型社会を推進していくため、資源化産業の立地や事業性について検討するとともに、地域資源循環の可能性等を含めた全体構想案を策定する。検討箇所として、伊吹町で休止した企業の技術、敷地等を活用した資源化産業の立地および環境のまちづくりの可能性を調査・検討する。</p>		
調査研究の内容	<p>1. 平成 1 4 年度基礎調査結果の精査、さらに必要な情報等の整理 2. 滋賀県における資源化産業の立地可能性を明らかにする。 3. 排出事業者・処理業者アンケートの実施 4. 計画地における資源化産業立地の可能性、事業主体の検討</p>		

	5. 計画地における資源化事業者の参集に係る準備 6. 検討委員会の事務局業務の補助 等
外部委託の必要性	業務遂行には、資源化事業や業界に精通するとともに、高度な技術や専門性を持ち合わせる事が必須となる。また調査の進め方も含め既定的な考えがない分野であることから、民間の企画、構想力、ノウハウを十分活用することでより効果的な調査研究が行える。
委託期間	平成15年11月4日～平成16年3月31日
契約方法(業者数)	企画提案コンペ方式(10者)
委託金額	4,261,950円(県単独)
成果の内容	廃棄物処理・リサイクルの現状を把握し、計画地での資源化産業の立地可能性を探るとともに、環境まちづくりや産業グリーン化のための手法の検討などを行い、エコタウン事業可能性検討調査として取りまとめた。
成果の利活用について関係部課との連携	関係課が参加しているエコタウン事業検討委員会で調査結果を確認し情報を共有する。
成果の利活用状況	エコタウン事業計画の策定に向けての基礎的な情報やデータとして活用している。

⑧ エコタウン事業計画策定調査業務委託

機 関 名	琵琶湖環境部資源循環推進課	実施年度	平成16年度
調査研究の目的	「エコタウン事業可能性検討調査」の結果を踏まえ、計画地において必要かつ可能な資源化産業について、さらに検討・調査を行い、事業者の参集を図り、事業計画を取りまとめ、総合的な環境調和型システムの構築を目指したエコタウン事業計画素案の作成に向けて調査検討を行う。		
調査研究の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 立地可能性の高い資源化産業についての情報収集・分析を行う。 2. 資源化産業等の事業主体および事業内容の検討および精査ならびに計画地において実現可能な事業を選定するための情報整理、分析を行う。 3. 排出事業者・処理業者の意向調査等を行って、事業計画の妥当性を分析する。 4. 環境まちづくりについて、検討するための情報収集・分析を行う。 5. 計画地におけるエコタウン事業計画を策定するための資料整理・分析を行う。 等 		
外部委託の必要性	当該業務遂行を確実に高度に行うためには、資源化事業者等の動向について豊富な情報を有するとともに、高度な技術や専門性が必要となる。また、国が承認するエコタウンは既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型のまちづくりを前提としており、民間の企画、構想力、ノウハウを十分活用することでより効果的な調査研究が行える。		
委託期間	平成16年5月25日～平成17年3月31日		
契約方法(業者数)	随意契約(1者)		
委託金額	4,816,350円(県単独)		
成果の内容	エコタウン計画の策定に向けて民間事業者の事業計画の募集、審査・評価を進めるための事業計画の取りまとめや情報収集・分析を行った。また、エコタウンフォーラム開催のための企画・情報収集を行った。これらをもとに計画素案の骨格を取りまとめた。		
成果の利活用について関係部課との連携	なし		
成果の利活用状況	平成17年度に国のエコタウン計画の承認を得るとともに、事業計画		

の実現に向けて取り組みを進める予定であったが、地元自治体との調整が円滑に進まず、事業推進は遅れている。

⑨ 琵琶湖湖辺動植物調査業務委託

機 関 名	琵琶湖環境部自然環境保全課	実施年度	平成 1 4 年度
調 査 研 究 の 目 的	琵琶湖湖辺域の現状を把握し、生物相、地形条件等を現地調査・資料調査により整理し、その関連性について検討を行い、植生帯の重要度の評価を行うとともに、レジャー利用等が及ぼす湖辺の植生帯への影響についても考察し、保全するための方策を取りまとめる。 また、ヨシ群落の保全ならびにヨシ群落の管理手法および利・活用の方策についても評価を加える。		
調 査 研 究 の 内 容	1. 琵琶湖の植生帯の重要度について調査・解析し、ヨシ群落の多様な機能の観点から評価を行い、保全方策の案を取りまとめる。 2. レジャー利用等が湖辺のヨシ群落の生態系に及ぼす影響について考察し、保全するための方策を取りまとめる。 3. 現行ヨシ群落造成工法の評価と今後の方策案および現行のヨシ群落管理手法の利・活用方策の評価を行う。		
外 部 委 託 の 必 要 性	ヨシをはじめとする生態特性と生育環境条件等これまでに蓄積されたヨシ等の専門的知見を踏まえる必要がある。また、専門的な知識等を要する現地調査が主であり、調査結果の専門的解析・考察・方策案を取りまとめる必要がある。加えて、ヨシ造成工法の検討など、土木技術や生態工学にも精通している必要がある。		
委 託 期 間	平成 1 4 年 1 0 月 1 6 日 ～ 平成 1 5 年 3 月 2 0 日		
契 約 方 法 (業 者 数)	指名競争入札 (1 1 者)		
委 託 金 額	8,925,000円 (変更後 9,565,500円)(国庫 1/2)		
成 果 の 内 容	1. 琵琶湖のヨシ群落の状況把握 2. 県下 1 1 地点でのヨシ群落の動物・植物現地調査 3. レジャー利用等が湖辺のヨシ群落の生態系に及ぼす影響の考察と保全方針 4. ヨシ群落の管理手法とヨシの利・活用方策方策についての評価 5. 現行ヨシ群落造成工法の評価と今後の方策 等		
成 果 の 利 活 用 に つ い て 関 係 部 課 と の 連 携	県の 1 4 課・所から構成された「ヨシ群落保全検討調整会議」での会議検討資料として調査結果を活用した。また、調査結果を活用して、ヨシ造成事業を実施している県庁内 3 課間の調整を行った。		
成 果 の 利 活 用 状 況	検討調整会議、ヨシ群落保全審議会を経て新たな「ヨシ群落保全基本計画」を策定した。基本計画において、ヨシ群落造成事業の数値目標の設定や、適正で持続的な維持管理が不可欠としたことなどに反映させた。		

⑩ ホームレス生活実態調査委託

機 関 名	健康福祉部健康福祉政策課	実施年度	平成 1 6 年度
調 査 研 究 の 目 的	都道府県においては、必要に応じ、ホームレスの自立支援のための実施計画を策定することとされている。本県における実施計画策定に係る検討資料とするため、ホームレスに対する生活実態調査を実施する。		
調 査 研 究 の 内 容	1. ホームレスの生活実態を明らかにするための調査項目の設定およびホームレスに対する住民意識調査の項目の設定 2. 実態調査の計画策定から調査実施、住民意識調査の実施 3. 調査結果の集計、分析および支援方策の提唱		
外 部 委 託 の 必 要 性	ホームレスに対する個別面接により生活実態等について詳細に聴き		